

第1回南幌町地域包括ケア推進会議

第1回南幌町高齢者虐待防止ネットワーク会議

議事概要録

第1回南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会

日 時 令和4年6月29日（水）

15時30分より

場 所 あいくる 1階あいくるホール

◎出席者（敬称略）

委員15名

◎欠席者0名

町 佐藤課長、石川、三浦主査、大森主事、池田保健師
梶田生活支援コーディネーター

1 開 会

委員の皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

時間となりましたので、会議を始めさせていただきます。

申し訳ありませんがご起立をお願い致します。「本日の会議、宜しくお願いします。」

また、本来でありましたら、委員の皆様の御紹介をさせていただくところですが、次第の裏の名簿及び席札にて、省略をさせていただくことをご了承願います。

それでは只今より、令和4年度第1回南幌町地域包括ケア推進会議、南幌町高齢者虐待防止ネットワーク会議、南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会を開催させていただきます。

2 会長挨拶

事務局

それでは、開会に先立ちまして、会長より御挨拶を頂きたいと思います。

会長、よろしくお願いします。

会長

皆さん、改めましてこんにちは。

昨年 of 12月ですかね、開催致しましてコロナも現状は少しずつ減ってきておりまして、

社会活動も少しずつ再開しているのではないかという印象ですけれども、南幌町の高齢者福祉事業も少しずつ再開しておりますので、みなさんと一緒に共有して行きながら町の高齢者福祉事業の発展に役立てて行きたいと思っておりますのでご協力のほど宜しくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

これからの議事進行につきましては、南幌町地域包括ケア推進会議設置要綱第6条の規定に基づき、会長が議長となって進めていくこととなりますので、会長、宜しくお願いします。

3 協議報告事項

それでは、協議報告事項（1）南幌町地域包括ケア推進会議についての協議に入らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

それでは、私の方から南幌町地域包括ケア推進会議について、ご説明させていただきます。高齢者包括G石川といいます。宜しくお願いします。

資料の1ページをお開き下さい。

資料1ページは今年度の保健師の地区分担表になっております。

併せて4月1日時点の行政区ごとの高齢者数と老人会の加入団体を記載しており、加入団体は昨年度と変わらず17団体となっている状況です。

また、美園地区における人口ですが、住宅販売などにより、令和3年度は89世帯280人でしたが、令和4年度は114世帯365人となっており美園国地区においては、増えている状況となっております。

続いて資料2ページをお開き下さい。

黒く網掛けしております箇所をご覧いただきたいのですが、本会議は地域包括ケア推進会議と高齢者虐待防止ネットワーク会議、認知症初期集中支援チーム検討委員会も兼ねています。

高齢者虐待における対応や認知症における町としての支援などを各構成員で検討を行い、その内容をこのケア推進会議で情報共有を図り、ケアシステムの充実を図っています。

今後も地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの実現が求められていますので、迅速及び適切な支援に向け、この会議を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくりを目指していきたいと考えております。

私からの説明は以上となります。

只今事務局より南幌町地域包括ケア推進会議について説明がありましたが、何かご質問等ありましたら承りたいと思います。

■質疑応答なし

御質問等が無いようであれば、(2) 南幌町高齢化等の現状についての協議に入らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

高齢者包括グループ大森と申します。

私からは高齢者数・認定者数等の推移と介護保険状況及び町内の介護保険サービス状況について、説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

こちらは高齢者数に関する表となっております。

令和3年4月1日から令和4年4月1日にかけて、総人口は50人減となっておりますが、65歳から74歳以上及び75歳以上の高齢者数ともに10人増となっております合わせて20人増となっております。これらに伴いまして、高齢化率は0.51%の増となっております。

続きまして、4ページをご覧ください。

こちらは認定者数に関する表となっております。

令和3年4月1日から令和4年4月1日にかけて、認定者数が20人増となっており、認定率も0.64%の増と増加の傾向となっております。

要支援認定者数は5人の減となっておりますが、要介護認定者数は25人の増となっており、要介護認定者数の割合が増加となっております。

続きまして、5ページ上段の表をごらんください。

こちらは、令和4年4月末時点での認定者数及び各サービスの利用者数の表となっております。

認定者数合計は485人、内訳としましては1号保険者が477人、2号保険者が8人となっております。

各サービス利用者数を見ますと居宅サービスが257人、地域密着型サービスが69人、介護老人福祉施設利用者が57人、最後に介護老人保健施設利用者が25人となっております。

続きまして、5ページ下段の町内の介護保険サービス状況ですが、記載のとおりとなっておりますので後程ご覧願います。

以上で私からは以上となります。

只今事務局より南幌町高齢化等の現状について説明がありましたが、何かご質問等ありましたら承りたいと思います。

■質疑応答なし

御質問が無いようであれば、(3) 南幌町地域包括支援センターの運営についての協議に入らせていただきます。

初めに【令和3年度決算・令和4年度予算について】事務局より説明をお願いします。

引き続き私から、令和3年度事業決算と令和4年度事業予算について説明させていただきます。6ページをお開きください。

まず、南幌町で安心して暮らすことができるまちを目指し各種事業の取組みを実施しておりまして、予算の執行管理上、一般会計と介護特別会計とに区分し予算計上しているところ です。

一般会計（高齢者福祉事業）では、除雪サービスやあんしんキッと事業、緊急通報装置設置事業などがありまして、これらの事業は町単独で事業の経費を賄っております。

除雪サービスは、一部ふるさと応援基金を充当させていただいています。

介護特別会計における事業（地域支援事業）については、各事業によって負担割合は変わってきますが、国や道、町、介護保険料で財源が構成されています。

6ページについては高齢者福祉事業における一般会計決算書でございます。

収入は、介護サービス事業収入として本年度決算額 3,668,610 円で予算に対し 488,390 円の減となっております。

支出に移りまして、合計金額で△167,590 円となっており、主なマイナスの要因としては、委託料における介護予防サービス計画費が見込みに対して少なかったことによるものです。

次 7 ページでは介護保険特別会計決算書（全体）でございます。

こちらについては、8 ページ、9 ページにあります別紙①と②の合計となっており、説明については 8、9 ページで説明させていただきます。

地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業分になります。

収入については、下記支出の対象事業費に対して、国が 25%、40 歳から 64 歳の方の介護保険料（2 号保険料）が 27%、道と町がそれぞれ 12.5%、残りの 23% が 1 号保険料と負担割合が定められており、その分の収入と令和元年度に新設された保険者努力支援交付金となっております。

支出における主なマイナスの要因は、介護予防・生活支援サービス事業費の、訪問型及び通所型サービス事業において思った以上に利用者が増えなかったことや、一般介護予防事業費では、報償費及び委託料では、新型コロナウイルスにより、地域リハビリテーション活動支援事業や快足シャキット倶楽部が中止になったことに伴うもので、支出総合計が 10,127,055 円で予算に対し 1,825,945 円の減となっております。

次に右の別紙②の包括的支援事業・任意事業分になります。

収入については、支出の対象事業費に対して、国が 38.5%、道と町がそれぞれ 19.25%、1 号保険料 23% と平成 30 年度より新設された保険者機能強化推進交付金となっております。雑入についてはシルバーハウジング生活援助員事業における利用者負担分となっ

ています。

支出における主なマイナスの要因としては、任意事業費の委託料で配食サービス事業の食数が当初の予定まで伸びなかったこと、成年後見人における報酬の助成となる対象者がいなかったことによるもので、支出合計が 12,059,260 円で予算に対し 1,244,740 円のマイナスとなっております。以上が令和 3 年度事業決算となります。

次に令和 4 年度事業予算について説明させていただきます。

10 ページをお開きください。

まず、左側の一般会計予算書でございます。

収入については、令和 3 年度と同じ事業内容で 158,000 円増で計上しております。

支出についても、前年度と同様の事業内容となっており、介護予防サービス計画作成費を増とし、前年度予算に対し合計 689,000 円増額で予算計上しております。

次に右側の特別会計予算書でございます。

11 ページは 12 と 13 ページの合計となっております。

12 ページの別紙①の方から説明させていただきます。

左の別紙①の地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業分となります。

令和 3 年度決算書は補正後の最終予算額となっておりますので、この令和 4 年度予算書に記載しております前年度予算額は、令和 3 年度当初予算との比較となっておりますので、ご了承願います。初めに収入から説明させていただきます。

収入については、令和 3 年度と同じ法廷負担割合となっておりますので、支出対象事業費における収入を計上しています。

支出では、介護予防・生活支援サービス事業費については、令和 3 年度減額した金額を加味し、2,368,000 円を減額している他、介護予防ケアマネジメント事業費では、介護予防ケアマネジメント業務の委託に係る経費を増額で、一般介護予防事業費の報償費はフレイル予防講演会の実施に伴い増額、委託料では社会福祉協議会へ委託している経費（令和 3 年度は健康マージャンの継続実施に向けて感染対策としてジャンシールド購入における予算、また、カフェサロンの新規立ち上げ経費を）計上していましたが、令和 4 年度はジャンシールドの部品のみの購入やサロン立ち上げ費では令和 3 年度は新規サロンの立ち上げがなかったことから、4 年度にその分を活用するため、この分が減額となりマイナスで計上、前年度予算に対し 2,659,000 円の減額で計上しています。

次に右の 13 ページは包括的支援事業・任意事業分となります。

収入についても、令和 3 年度と同じ法定負担割合となっておりますので、支出の対象事業費に対する収入を計上しています。

支出では、包括的支援事業費では、ケアマネ更新対象者が今年度いないことから、研修負担金を減額、在宅医療・介護連携推進事業費では、前年度は講師を招いて研修を実施、今年度はWEBでの研修をいうことで減額、生活支援体制整備事業費では、生活支援コーディネーターの人件費に係る経費で 148,000 円を増額、任意事業費の役務費では、令和 4 年度より新規で予算計上している住宅改修理由書作成手数料と成年後見申立における申請書作成業務を令和 3 年度は委託料で計上していたものを今年度より役務費で一括計上

したことによる増額、委託料では配食サービスの食数の増及びシルバ生活援助員の人件費に係る経費を増額で計上し、包括的支援事業・任意事業分は前年度予算に対し、991,000円の増となっております。

【令和3年度決算・令和4年度予算について】の説明は以上となります。

ただいま、事務局より【令和3年度決算・令和4年度予算について】説明がありましたが、何かご質問等がありましたら承ります。

質疑

12ページの収入で保険者努力支援交付金がありますが、令和3年度と比較すると大幅に収入が増えておりますが、何か国の法律とは変わったとかあるのでしょうか。

事務局回答

保険者努力支援交付金が前年度予算900,000円に対して1,629,000円になった要因は何かとの御質問ですが、保険者努力支援交付金につきましては、保険者機能強化交付金と同じ国が一定の指標を定めております。

国が定めた指標を保険者が出来ている、出来ていないなどといった評価を行い点数化されるものとなっております。

指標については、毎年同じ内容ではないものもありますが、国で定めた指標に基づいて町が実施している、実施していないの評価を行うものとなっております。

南幌町が取組んでいる事業、いわゆる南幌町が頑張った分のお金といいますか、今年度につきましては、他の町よりも南幌町の方が取組が出来ていたという評価の値となっております。

他にご質問はありませんでしょうか。

ご質問等が無いようであれば、【地域支援事業及び高齢者福祉事業について】事務局より説明をお願いします。

地域支援事業及び高齢者福祉事業についての説明の前に資料39ページの隣にあります、地域包括支援センター運営方針について説明させていただきます。

国から全国の市町村に対し、保険者機能強化の一環として指導があったことから、地域包括支援センター運営方針を定めています。町としてのあるべき姿や目標を定め地域包括支援センターの機能強化と充実した支援を行うためのもので、令和4年度もこの方針に基づき各事業に取り組んで参りたいと考えておりますのでお時間のある時にご覧下さい。

それでは、資料14ページをお開き下さい。

地域支援事業は高齢者が介護にならないための予防や要介護状態となった場合においても地域で出来る限り生活できるためのサービスや事業と位置づけられており、介護保険

法の中に地域支援事業が定められております。地域支援事業を大きく分類すると介護予防日常生活支援事業、包括的支援事業、次ページに渡り任意事業となりまして、そこからさらに枝分かれして各事業の内容が設けられています。

この表には各事業についての概略を記載し、括弧書きで記載している取組みが令和4年度南幌町においての取組みを計画している事業の内容となっています。

例えば介護予防日常生活支援事業にある一般介護予防事業では、下の・で記載あります、介護予防把握事業から一般介護予防事業評価事業がありまして、介護予防活動支援事業では、地域において住民が主体的に取り組む事業として位置づけられており、事業内容としては、カフェサロンやふまねっと事業などがあります。

15ページに記載あります高齢者福祉事業では老人福祉法の中で位置づけられており、高齢者福祉事業の概要及び事業の内容を記載しております。

主として高齢者在宅支援事業がありまして、右の写真は、あんしんキット見守り事業におけるケースやその中に入れる情報紙の一部分を載せてありまして、この用紙にかかりつけ医や緊急連絡先の記載など記入するようになっています。

この情報紙の記載内容が古いものになっていることも多く、民生委員の方の協力依頼や広報での周知、保健師の訪問等により、最新の情報となっているよう努めています。

その横に南幌消防に直接繋がる緊急通報装置システムや配食サービスのお弁当、町が助成している除雪サービスの除雪の区域が分かる写真を記載してありますので、参考にご覧ください。

以上で簡単ではありますが地域支援事業及び高齢者福祉事業についての説明を終わらせていただきます。

ただいま、事務局より【地域支援事業及び高齢者福祉事業について】説明がありましたが、何かご質問等がありましたら承ります。

■質疑応答なし

ご質問等が無いようであれば、【令和3年度地域支援事業及び高齢者福祉事業の実施内容について】事務局より説明をお願いします。

私の方から【地域支援事業及び高齢者福祉事業についての事業実績】を報告させていただきますが主な事業を抜粋して説明させていただき、事業の中で一部社会福祉協議会に委託しております事業につきましては、私の報告の後に梶田コーディネーターより報告させていただきます。

それでは、資料16ページをお開き下さい。

快足シャキット倶楽部では、継続して実施できる環境づくりを重視し、マットは使用せず、椅子を利用し、また参加者を火曜日、金曜日コースと分けて開催しました。

コロナまん延防止期間でも継続して実施できた期間もありまして、参加者も令和2年度

と比較して増加となりました。

資料 17 ページ下段、水中運動教室では、令和 2 年度と比較して参加回数や参加者も減少となりましたが、参加者からは体力がついてきたと喜ぶ声が聞こえていました。

資料の中に流水機の利用と記載ありますが、令和 3 年度よりコロナ対策として広いプールを活用して実施しており流水機があるプールは使用していませんので削除をお願いします。

資料 19 ページ上段、令和 3 年度からの新規事業であります地域リハビリテーション活動支援事業では、7 月からそれぞれの集まりの場で開催が開始され、本当は令和 4 年 1 月から 2 月にも開催の依頼を受けていたのですが、コロナが流行り出してきた時期であったことから中止となり、記載のとおりの実績となっています。

次 21 ページ下段総合相談窓口では、電話相談が令和 2 年度と比較すると 137 件ほど減少となっております。減少の要因では、コロナワクチン接種において、健康子育て G が主として行っていますが、包括 G の保健師も含め、スタッフの丁寧な対応やワクチン接種にも慣れてきたことではないかと感じております。

22 ページの高齢者虐待及び 23 ページの地域包括ケア個別会議、25 ページの認知症初期集中支援推進事業については、この後の議事報告（5）（6）（7）で担当より説明させていただきます。

26 ページ下段ですが、令和 3 年度は高齢者虐待疑いということで、高齢者包括 G で係わってきた高齢者がおりまして、兄妹や甥っ子も全く関与しない状況であり、その高齢者も認知症によって施設入所の手続きもままならない状況であったことから、町長申立てにより成年後見申立申請を提出し、後見人が選任されたという案件が 1 件ありました。

町長申立てはあまり多いケースではなく、今回の事務手続きを通じて、後見人選任の流れを知ることができ、今後の対応に活かすことができると考えています。

28 ページの配食サービスでは、自分で調理が困難になってきている高齢者など、希望する曜日や回数（昼と夜）、お弁当が配達されるサービスで、配達だけでなく配達の際に安否や高齢者の異変に気付くこともできることから重要なサービスとなっています。

だんだん利用する高齢者も増えておりますが、この制度は在宅生活をおくるために必要なサービスですので、今後も利用に向けて支援を行っていきたいと考えております。

続きまして 29 ページの高齢者福祉事業のあんしんキット見守り事業です。

先程の高齢者在宅支援事業でも説明しましたが、救急隊が駆けつけた際に、病院履歴や服薬内容など迅速に対応できる制度として町でも推奨しておりまして、参考に令和 3 年度のあんしんキットの活用件数は 9 件、令和 2 年度は 8 件となっております。

次 31 ページ屋根の雪下ろし助成事業では、例年と比較すると積雪が多く通常は 1 件程度の助成件数であったのが令和 3 年度は 10 件の助成となりました。

私からの説明は以上となりまして、続いて、社会福祉協議会に委託しております事業について生活支援コーディネーターの梶田より説明をさせていただきます。

社会福祉協議会 生活支援コーディネーターの梶田です。

私の方からは、令和2年度より町より受託しました地域支援事業の一般介護予防事業について説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まずは、会議資料1 8P 高齢者いきいき健康マージャンについてです。

こちらは、健康マージャンを通じて、高齢者の仲間づくり、生きがいづくりを図り、生き生きと暮らせる高齢者の健康づくりを目的に事業を実施しております。

令和3年度は、コロナ下ではありましたが、感染予防対策としてジャンシールドの設置と用具の消毒を行い、また、ボランティアである講師5人の方にご協力を頂いている事業を行っており、実績としては22回開催に対し、延べ453人の方にご参加頂きました。

昨年度は、参加者中心にマージャン大会を開催する予定でしたが、コロナで中止となりました。

今年度も、感染予防対策を図りながら、マージャン大会を開催と新規参加者の勧奨を行っていききたいと考えております。

次に、19P 地域づくりサロン運営事業についてです。

こちらは、地域の自主グループが運営する、高齢者が気軽に集まることができる地域づくりサロンの活動に対し運営助成金を交付しており、高齢者の社会的孤立感の解消や地域での支え合い体制を推進するものとなっております。

現在町内で7か所運営されており、昨年度の全体開催回数は77回、延べ参加人数は960人となっております。

また、昨年度はカフェサロンを運営するボランティアを中心に、認知症サポーター養成講座と意見交流会を開催しました。その他運営のサポートとして、町の地域支援事業（地域リハビリテーション活動支援事業）を活用するよう周知活動などを行い、地域の身近な通い場所において介護予防の取り組みも積極的に進めております。

今年度は、オレンジチーム立ち上げに向け、昨年度実施した認知症サポーター養成講座のステップアップ研修や意見交流会を開催したいと考えております。

次に、こちらの資料にはありませんが、高齢者運動促進事業（ふまねっと）についてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、町内在住の運動指導員とともに老人会やカフェサロンなど集いの場に出向き、そこに集う高齢者の方々に運動を身近なものと捉えて頂き継続的に取り組んでいただくために、シニアヨガなど軽運動やふまねっと運動を実施している事業です。

昨年度は、北町そよ風会と南幌町ボランティア活動登録者連絡会の会員交流会で実施し、のべ37名の方に参加していただきました。こちらは今年度も継続して実施している事業となります。

その他、会議資料2 4Pには、私の主な業務内容が掲載されておりますので、地域での取り組みへのご理解ご協力を頂ければと思っております。

以上で私からの説明は終わります。

ただいま、事務局より【令和３年度地域支援事業及び高齢者福祉事業の実施内容について】説明がありましたが、何かご質問等がありましたら承ります。

■質疑応答なし

ご質問等が無いようであれば、(４)「南幌町地域密着型介護サービス事業所及び居宅介護支援事業所について」の協議に入らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

資料３２ページをお開き下さい。

平成１８年度の介護保険法の改正により、南幌町民のみが利用できるサービス事業所ということで、資料３３ページに記載しておりますＧＨみどり野の郷からディサービスセンターみどり野の事業所が地域密着型サービス事業所となっております。

指定居宅介護支援事業所アザレアと南幌みどり苑居宅介護支援事業所は平成２９年度までは道が指定する事業所として定められておりましたが、介護保険法の改正に伴い、平成３０年度から町が指定権限をもつ事業所となったことから、令和元年度より密着型サービス事業所と同様に南幌町が指定更新の許認可事務や運営（実地）指導を行うこととなっております。

次ページ４に事業所指定更新状況を記載しております、令和４年度については更新期間が満了となる事業所はありません。

３２ページに戻りまして、①の実地指導では、令和３年度は４事業所において実施しました。状況としては、施設内の整備状況の点検やケアプラン・モニタリング状況、虐待防止・身体拘束廃止への取り組み、利用者負担預かり金の管理状況、職員研修、防災対策等の現状を確認しました。

各事業所とも重大な問題はみられなく、内部研修後の介護従業員などで共通意識をどういったことで確認しているか、またモニタリングシートの記載の内容などについて口頭で指導させていただきました。

②の集団指導では、道からの資料を基に管理者と町で共通意識がもてるよう年に１回の実施をしています。

３２ページから３３ページ上段にかけて記載しております２のＧＨ運営推進会議ですが、各ＧＨで実施された実施日を記載させていただいてますが令和２年度より新型コロナウイルスにより施設内での実施や地域関係者が集まっていた会議ができず、管理者と町の職員で情報共有を行ってきました。

令和４年度は引き続き施設内の立ち入りを制限していることもありまして、開催場所をあいくるとし、地域関係者（民生委員や老人会会長、入居者のご家族）を含めて行う形式に戻し、少しでも地域関係者と情報を共有できるようにしていきたいと考えております。

３のＧＨ連絡会議は３ヵ月に１回実施、集団指導とは別に実施している会議で、各ＧＨの管理者が集まり、入居者の状況や各ＧＨの取組内容の現在困っている事案例を情報共有し、ケアの質の向上に努めているものです。

令和3年度も新型コロナウイルス感染拡大防一度も開催しておりませんが、令和4年度よりコロナの感染状況を鑑み、実施して行くこととしており、5月中旬に集まり第1回目を開催しております。

34ページの5については、昨年度より避難訓練の実施状況をまとめたものを記載しておりますので、参考にご覧ください。簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。

ただ今事務局より【南幌町地域密着型介護サービス事業所及び居宅介護支援事業所について】説明がありましたが、何かご質問等がありましたら承ります。

■質疑応答なし

ご質問等が無いようであれば、(5)「南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会活動状況について」の協議に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

保健福祉課高齢者包括グループ三浦と言います。座って説明させていただきます。

資料36ページ、令和3年度認知症初期集中支援チームの活動実績を報告します。

まず修正点がございまして、対応実件数は9件を10件に修正願います。

延べ17件を22件の対応に修正願います。

昨年度初期集中支援チームということで、精神科医を交えて包括支援センターの保健師、介護支援専門員とで、月1回定例にこの会議を設けております。

実績は9回の開催回数となっております。

コロナウイルス感染対策のために、開催出来なかった月もありましたので9回となっております。

開催詳細の状況を①から⑧まで数字をふりまして状況などをまとめております。

お一人暮らしの方、高齢者夫婦世帯の方、夫婦共に認知症が見られる方、多数いらっしゃいますが、この会議では私たち保健師が地域やケアマネジャーからの情報などにより集中的に支援を行うための検討する会議となっております。

この会議での精神科医からの助言やチーム員からの意見により認知症がありながらも生活している方々への早期での対応をも見定め、介護支援専門員と情報を共有し支援に活かすことが出来ています。

南幌町では月1回を定例会議としておりますので、迅速な対応するためにこの会議がとても有用となっております。

会議の結果、介護支援専門員と地域の介護サービス事業所の協力も得られ、介護サービスに繋がった事例、専門医より医療機関を勧められた事例、専門医が必要と思ってもなかなか専門員への受診に至らなかった、介護サービスへの導入が必要と思われても、ご家族やご本人の状況によっては、介護サービスへの利用に至らなかった事例、多数あります。

その中でもこの会議をきっかけに、地域の介護サービスを提供されている皆さんと包括

支援センターとして情報共有を行い、現状の見守りを続けさせていただいて、地域での生活をされている方もいらっしゃると思いますので、今後も早期対応に努めていきたいと思いを。以上です。

ただいま、事務局より【南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会活動状況について】説明がありましたが、何かご質問等がありましたら承ります。

■質疑応答なし

ご質問等が無いようであれば、(6)「南幌町高齢者虐待防止ネットワーク会議活動状況について」の協議に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

資料37ページ 高齢者虐待防止ネットワーク事業の活動実績は、表にしております令和3年度の表をご覧ください。

昨年度の実績として、虐待対応として対応した件数は3件ありました。

今回の3件に関しましては、警察からの文章での通告により虐待として判断・対応したケースでした。

下の2件は、夫婦間のいさかいが基で、お互いへの暴力に至ってしまったため同一家庭内での出来事となっています。

現在は夫婦がもとの生活に戻り暮らしています。

ただいま、事務局より【南幌町高齢者虐待防止ネットワーク会議活動状況について】説明がありましたが、何かご質問等がありましたら承ります。

■質疑応答なし

ご質問等が無いようであれば、協議報告事項の最後であります(7)「南幌町地域ケア個別会議における活動状況について」の協議に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

資料38ページ地域ケア個別会議の検討は、令和3年度は5件でした。

そのうち、サービスを使いながらサービス関係者が支援している中でも支援困難事例が2件、その方の自立とはどういったことかなど自立支援に向けた検討が3件、計5件となっております。

事例の詳細は左から支援困難な事例が2つ、自立支援に向けた検討を3つ記載しましたのでご覧ください。

この5件の検討を関係機関の皆さんと共に個別事例を検討した結果、明らかになった地

域課題を今年度は2例まとめておりますのでご覧ください。

一つ目、支援困難事例として検討した2事例は、生活する上での多様な支障や問題を抱えた高齢者の今後の生活支援についての調整が主な課題でした。

町内の支援関係者にとどまらず、町外弁護士や町外医療機関の相談員も含め支援者が一堂に集い事例を深めていくことで、現状の課題や今後の方向性に共通認識をもって支援に取り組むきっかけとなりました。

親族と疎遠、または全く家族がいない方の入院や住まい、施設入所の際の身元保証の問題を抱えている方が多く、今後も町内において増してくるものと思われます。

二つ目は、自立支援を検討した3事例は、どれも90歳という高齢で、町内でおひとり暮らしといった方の事例です。

住み慣れた家でいかにその方らしく生活していくのか、在宅での生活を支える上での南幌町での支援について深めることができました。

住み慣れた我が家で生活する高齢者は増えていく中で、今後も明確になってくるだろう南幌町としての地域課題は沢山あることだろうと考えておりますので、今後も町内のサービス関係事業者の皆さんと、このような場を設けた中で高齢者が安心して住んでいける地域について検討を深めて行きたいと思っております。

ただいま、事務局より【南幌町地域ケア個別会議における活動状況について】説明がありましたが、何かご質問等がありましたら承ります。

■質疑応答なし

ご質問等が無いようであれば、本日の協議報告事項について終了させていただきます。
それでは、会議次第の4「その他」に入らせていただきます。
事務局から何かありましたら、お願いします。

4 その他

次回会議につきましては、12月頃を予定しております。

12月師走ということで、御多忙とは存じますが、参加のほどご協力をお願いします。
私からは以上です。

以上で、本日の会議はすべて終了いたしました。

これをもって第1回南幌町地域包括ケア推進会議、南幌町高齢者虐待防止ネットワーク会議、南幌町認知症初期集中支援チーム検討委員会を閉会させていただきます。

次回の会議についてもご出席のほど、ご協力をお願い申し上げ、本日の会議を閉会させていただきます。委員のみなさん、長時間にわたり大変ご苦勞様でした。

(16時30分終了)